

児童扶養手当

対象		3月まで	4月以降
本体額	全額支給	42,910円	43,160円
	一部支給	10,120円～ 42,900円	10,180円～ 43,150円
加算額 第2子	全額支給	10,140円	10,190円
	一部支給	5,070円～ 10,130円	5,100円～ 10,180円
加算額 第3子以降	全額支給	6,080円	6,110円
	一部支給	3,040円～ 6,070円	3,060円～ 6,100円

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給月額が4月分(5月支給分)から変わります。改正額については左下表をご覧ください。前年の消費者物価指数の上昇・下落に応じて、翌年度の手当額を自動的に改定するものです。

特別児童扶養手当

対象	3月まで	4月以降
1級	52,200円	52,500円
2級	34,770円	34,970円

※表は、児童1人の場合の月額支給額です

国 住民課 住民年金係 ☎65・3301



児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が変わります

特別児童扶養手当



令和2年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿 縦覧帳簿を公開します

国 税務課 税務係 ☎65・1076

縦覧制度とは、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、それぞれの固定資産税を納税している人が縦覧できる制度です。※償却資産については縦覧できません。【日時】4月1日(水)～4月30日(木)の役場開庁日時【場所】税務課 税務係【縦覧できる人】固定資産税の納税者



桂川町重度心身障害者タクシー利用券 重度心身障害者タクシー利用券申請をお忘れなく

国 健康福祉課 福祉係 ☎65・0001

【受付日時】4月1日(水)以降の役場開庁日時【場所】総合福祉センター「ひまわりの里」【持参物】○身体障害者手帳(療育手帳) ○印鑑【対象】平成31年度(令和元年度)が非課税世帯で、次のいずれかに該当する人 ○視覚障害(1・2級) ○上肢障害(1級) ○下肢または体幹機能障害(1・2級) ○内部機能障害(1級) ○療育手帳(A) ※老人施設・身障等施設入所者は対象外

【対象車種と手続先】

車種	手続先	問合せ
原動機付自転車 (125cc以下)	桂川町役場税務課	☎65・1076
軽自動車	軽自動車検査協会	☎050・3816・1753
	125ccを超え 250cc以下のバイク	全国軽自動車協会連合会
二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	九州運輸局 福岡運輸支局	☎050・5540・2080

【税務課での廃車等に必要な書類】

○ナンバープレート ○標識交付証明書 ○印鑑 ○身分証明書 ※盗難による廃車の場合は、警察署に盗難届を提出し、受付番号を確認してください ※ナンバープレートがない場合は、標識弁償金(150円)が必要です ※詳細については手続先にお問合せください。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、譲渡・廃棄(スクラップ)をしても、廃車の手続きをしないと毎年税金がかかります。なお、住所変更等の手続きは15日以内に行われなければならないことになっています。



軽自動車等の登録・廃車手続は 3月31日までに

国 税務課 税務係 ☎65・1076